

1. 目的

ツキノワグマ等の野生動物の適正管理のため、県として新たに野生動物に関する知見を有する専門職員及び狩猟免許等を有する野生動物管理専門員（ガバメントハンター）を任用しようとするもの

2. 任用数等

- ・ 専門職員1名、野生動物管理専門員5名の計6名を新たに任用
- ・ 配属は自然保護課（専門職員は環境保健研究センターと兼務）
- ・ 専門職員は、野生動物に係る専門的知見を要する職員を想定し、野生動物の調査・研究等を実施
- ・ 野生動物管理専門員は、狩猟免許所持者等を想定し、ツキノワグマの出没の時期に合わせ、4月～11月・3月は週4～5日勤務により、ツキノワグマの捕獲等を実施

⇒専門職員と野生動物管理専門員が連携しながら、ツキノワグマ等の野生動物の適正管理を実施

3. 主な取組

（1）専門職員

取組① 野生動物に係る調査・研究

ツキノワグマの被害防除の調査・研究、効率的な捕獲手法調査 等

取組② 人材育成・普及啓発等

野生動物管理専門員と連携した捕獲技術向上に係る研修、県民向けの出前講座、市町村への助言 等

（2）野生動物管理専門員

取組① 指定管理捕獲の実施

わな等による指定管理捕獲を実施

取組② 緊急銃猟・有害捕獲等の支援

市町村からの要請に基づき、専門職員と連携しながら、緊急銃猟や有害捕獲などにおける支援を実施

4. 任用に向けたスケジュール

- ・ 12/26（金）から募集開始
 - ・ 専門職員は4月から任用予定
 - ・ 野生動物管理専門員は3月から任用予定
- ※ 募集要項等の概要は次ページ

野生動物に係る専門職員・野生動物管理専門員の募集要項（一部抜粋）

	専門職員	野生動物管理専門員
採用人数	1人 (任期付職員(3年間。ただし延長あり))	5人 (会計年度任用職員)
業務内容	ツキノワグマ等の野生動物の管理捕獲、生息状況調査、被害防除等	ツキノワグマの指定管理捕獲、緊急銃猟・有害捕獲等の実施、研修会等の実施
応募資格	令和8年4月1日現在の満年齢が55歳までの方であり、下記の①～③のいずれかの要件を満たす者 ①大学院博士課程修了者(修了見込みを含む)で、上記に記載の業務内容等に関する研究分野を専攻した者 ②大学院修士課程修了者で、上記に記載の業務内容等に関する研究分野を専攻した者 ③大学卒業後、行政機関又は民間企業等において、上記に記載の業務内容等に関する業務を2年以上経験している者 ※第1種又は第2種銃猟免許を有し、野生動物の捕殺経験がある者については採用を優先	○必要な免許・資格 【必須】第一種銃猟免許、普通自動車運転免許 【必須】装薬銃の所持 【あれば尚可】わな狩猟免許 【あれば尚可】ライフル銃所持 ○必要な経験 【必須】ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの有害捕獲経験(止め刺しや銃猟)
勤務日数	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで	4月～11月、3月 月勤務17日～20日 12月～2月 月勤務 3日～ 4日 ※午前8時30分から午後5時15分まで (勤務日及び日数は調整のうえ決定します。)
給与	・初任給は、採用者の経歴、その他を勘案の上、決定 ・大学院博士課程修了直後に採用された者の初任給は、 月額288,600円程度+諸手当	・報酬は、16,680円/日(2,152円/時間) ・月18日勤務の場合は、月額300,240円+諸手当
特殊勤務手当	業務の危険性を踏まえ、特殊勤務手当を創設 銃猟実施等に従事した場合:5,000円/回 など	
募集期間	12/26～1/13	12/26～1/16

※専門職員の募集要項は、本日、県HPにて公表予定(参考資料を添付)。野生動物管理専門員の求人票は、本日、ハローワークにて公表予定。